

交付までの流れ

～申請から交付まで～

01 申請

補助対象空き家の改修工事等に着工する **20 日前**までに申請ください。



02 交付決定

交付決定通知書、実績報告書、請求書を送付します。



03 着工



04 実績報告

工事終了後速やかに提出ください。



05 交付額確定

審査後交付額が確定した場合、交付確定通知書を送付します。



06 補助金交付

申請提出書類

- ①吉崎市空き家バンク活用促進事業補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③工事前の写真
- ④登記事項証明書
※未登記である場合は公課証明書又は課税資産明細書に代える
- ⑤見積書の写し
- ⑥改修工事を行う者が建設業法の許可を受けた者であることを証する書類
※市が認める事業者に関しては不要
- ⑦市税等の未納がない証明書（世帯全員分）**※学生の場合は不要。**
- ⑧住民票（世帯全員分）

実績報告提出書類

- ①吉崎市空き家バンク活用促進事業実績報告書
- ②工事後の写真
- ③請求書の写し
- ④領収書の写し
- ⑤吉崎市空き家バンク活用促進事業補助金交付請求書
- ⑥振込口座の通帳の写し

■申請年度の3月末日までに補助対象空き家の改修工事等が完了し、かつ改修工事等の代金の支払いがなされるものに限りします。

※市税等の未納がない証明書・・・非課税の場合は非課税証明書を提出してください。